

富岡町議会全員協議会日程

日 時：令和3年5月7日

時 間：午前10時00分

富岡町役場 全員協議会室

開 議 午前10時00分

出席議員（10名）

議長	高橋 実君	1番	堀本 典明君
2番	佐藤 敦宏君	3番	佐藤 啓憲君
4番	渡辺 正道君	5番	高野 匠美君
6番	遠藤 一善君	7番	安藤 正純君
8番	宇佐神 幸一君	9番	渡辺 三男君

欠席議員（なし）

説明のための出席者

町長	宮本 皓一君
副町長	高野 剛君
副町長	滝沢 一美君
教育長	岩崎 秀一君
総務課長	林 紀夫君
企画課長	原 田 徳仁君
生活環境課長	黒澤 真也君
生活環境課長 補佐兼係	大館 衆司君
生活環境課長 消防交通係長兼故 原子力事 対策係長	鎌田 祐輔君

職務のための出席者

議会事務局長	小林 元一
--------	-------

議会事務局主任
兼庶務係長 杉 本 亜 季

議会事務局
庶務係主査 黒 木 裕 希

説明のため出席した者

【1. 福島第一原子力発電所における多核種除去設備等処理水の処分に関する政府の基本方針について】

内閣府原子力
災害対策本部
廃炉・汚染水・
処理水対策現地
事務所参事官 木 野 正 登 君

内閣府原子力
災害対策本部
廃炉・汚染水・
処理水対策現地
事務所係員 佐 藤 義 就 君

付議事件

1. 福島第一原子力発電所における多核種除去設備等処理水の処分に関する政府の基本方針について
2. その他

開 会 (午前10時00分)

○議長（高橋 実君） ただいまより富岡町議会全員協議会を開会いたします。

ただいまの出席議員は全員であります。説明のための出席者は、お手元に配付した名簿のとおりであります。内閣府原子力災害対策本部廃炉・汚染水・処理水対策現地事務所職員の皆さん、町執行部からは、町長、両副町長、教育長、そのほか関係各位であります。職務のための出席者は、議会事務局職員であります。

本日の全員協議会につきましては、福島第一原子力発電所における多核種除去設備等処理水の処分に関する政府の基本方針が決定されたことについて、かねてより国に対して説明を求めておりました。このことにより、本日全員協議会を開催するものであります。

付議事件に入る前に、町執行部及び内閣府よりご挨拶をいただきたいと思います。

初めに、町執行部を代表して、町長よりご挨拶をお願いします。

町長。

○町長（宮本皓一君） 改めまして、おはようございます。全員協議会の開催に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

議員の皆様には大変お忙しい中ご参集をいただきまして、誠にありがとうございます。本日は、福島第一原子力発電所における多核種除去設備等処理水の処分に関する政府の基本方針を、内閣府よりご説明いただくものであります。私は、処理水の処分につきましては、これまで繰り返し地域住民や関係者の皆様のご理解を得られるよう、広く丁寧で分かりやすい説明を尽くすことを国に申し上げており、また風評対策につきましても、これまで10年間における継続した対策をもってしても原子力事故に起因する風評被害を払拭できない現状を鑑み、さらに一步踏み込んだ徹底した対策を講ずるよう強く求めてまいりました。この課題につきましては、本町はもとより地域の復興創生に非常に重要な案件ですので、議員の皆様の忌憚のないご意見をお願い申し上げ、挨拶といたします。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（高橋 実君） ありがとうございました。

次に、内閣府原子力災害対策本部廃炉・汚染水・処理水対策現地事務所を代表して、木野参事官よりご挨拶をお願いします。

木野参事官。

○内閣府原子力災害対策本部廃炉・汚染水・処理水対策現地事務所参事官（木野正登君） ただいまご紹介いただきました現地事務所の木野でございます。4月の13日に関係閣僚等会議で基本方針を決定させていただきました。皆様に十分な説明をさせていただきたいと思い、こうして参上したわけでございますけれども、今後も様々な方に説明をさせていただきながら、多くの方に理解を得るべく引き続き努力してまいりたいと思います。今日はよろしくお願ひいたします。

○議長（高橋 実君） それでは、付議事件に入ります。

付議事件1、福島第一原子力発電所における多核種除去設備等処理水の処分に関する政府の基本方針についての説明をお願いします。

木野参事官。

○内閣府原子力災害対策本部廃炉・汚染水・処理水対策現地事務所参事官（木野正登君） それでは、早速資料の説明に入らせていただきます。着席して説明させていただきます。

2点資料がございます。基本方針の概要というこちらの厚めの資料を中心に説明をさせていただきます。早速ページが飛んで恐縮でございますが、参考資料の18ページ目を、以前も説明させていただいておりますけれども、最新の状況ということで若干説明させていただいた後に基本方針の内容を説明させていただきます。18ページ目でございますけれども、第一原発の処理水、今現在右下に書いてございますけれども、125万トンということでたまっております。タンクに貯蔵している水がです。大体タンクが1,050基ということで、大熊町側のかなりのスペースを占有している状況でございます。昨年末に137万トンのタンクは計画どおり造り終えてございますけれども、やはり処理水が年間5から6万トンずつ増えていくということですと、2年後ぐらいにはタンクが満杯になってしまうということでございます。

19ページ目ですけれども、これもおさらいですけれども、汚染水発生量、右下の棒グラフでございます。2014年は1日で540トン程度の汚染水が発生していましたが、昨年末の実績140トンと大体4分の1ぐらいに減ってございますけれども、やはり汚染水は日々増え続けていってしまうということでございます。

1ページ飛ばしていただいて21ページ目です。タンクに保管されている水の性質ということで、多くの方がご懸念をされているトリチウム以外の放射性物質の状況ですけれども、昨年の12月現在で要是海に放出としてもいい基準を満足した水というのは一番左の棒グラフ、32万3,900m³、トンということで3割ぐらいでございます。これをALPS処理水と呼ぶことにいたしまして、それ以外の水はタンクに保管されている水ということに定義を見直してございます。要是7割の水はまだ基準を超えた水が保管されているという状況でございますので、これはしっかり海洋処分する際には再度浄化をすると、ALPSなどで浄化をした上で基準を満足した状態にするということでございます。

22ページ目、こちらは前回も説明させていただきましたが、今回方針決定で海洋処分すると決定させていただいたわけですけれども、その一番大きな理由はやはり第一原発の廃炉を進めるためにはALPS処理水を処分していくかないと敷地がないということでございます。今後使用済み核燃料、そしてまた燃料デブリ、溶けてしまった燃料、これを取り出して敷地に保管するスペースがやはりどうしても必要になります。そのために今あるタンクの中の水も処分をしていかないと、もはや敷地内に土地がないという状況でございます。それ以外にも四角の中の今後廃炉作業を進めていくために必要な施設の例ということで9点ほど書いてございますけれども、デブリを取り出すための訓練施設とか、分析施設なども必要になります。こういったものも確保していくことが必要になります。要是

廃炉をやはり止めてしまわない、廃炉を進めていくためにはどうしても必要不可欠だということでございます。

戻っていただきます。基本方針概要の1ページ目に戻ります。基本的な考え方、まさに（1）の2つ目の矢印、矢羽根に書いてありますけれども、復興と廃炉の両立ということでございます。廃炉を進めていって、やはり大熊、双葉を含め、この地域を安心して住めるようなところに戻していくということが必要ですし、かといって後ほど出てきますけれども、風評被害を発生させてしまうということも懸念されておりますので、その風評対策を政府全力を挙げてやっていくと、その両立を目指すということでございます。

（2）の経緯は、以前もご説明させていただきましたが、6年以上の専門家の議論とか含めて、政府としても4,000件を超えるパブリックコメントなどの意見も踏まえながら方針を決定させていただいてございます。

2ページ目の3に参ります。この方針で今回海洋放出ということで、2年程度後を目途に第一原発の敷地から放出するということを決めさせていただいてございます。（1）の風評影響を最大限抑制するための放出方法と書いてございますけれども、まずトリチウム水については放出濃度を規制基準の40分の1にするということです。規制基準というのは1リットル当たり6万ベクレルという値でございますけれども、その40分の1、要は1,500ベクレル未満で放出をするということでございまして、これは既に第一原発から放出しているサブドレンの水と同じ基準でございます。要は、現段階でもトリチウム水は第一原発から放出をしているわけでございますけれども、そのトリチウムを含んだ水、サブドレンのやっていることと同じレベルの水を出すということです。ちなみに、括弧書きで書いてありますが、WHO、世界保健機関の飲料水基準である1リットル当たり1万ベクレルの7分の1であるということです。要は、世界的には飲んでもいい基準のさらに7分の1だというものでございます。また、もう一つ、総量です。第一原発の事故前の管理目標値というのがございました。年間22兆ベクレルという単位でございますけれども、これを下回る水準とするということでございます。もう一つ、その他核種です。先ほどもご説明しましたが、二次処理、ALPSで再度浄化をして基準値以内にまず収めるのですけれども、さらにトリチウム濃度を1,500ベクレル以下にするということは大体400倍とか500倍、1,000倍ぐらいに海水で希釈をします。その上で放出をするということなので、その他核種ももともとの水がまず基準値1を満たしていますから、500分の1とか1,000分の1まではかの放射性物質も下がるわけです。トリチウムを薄めるということは、ほかの放射性物質も下がります。要は、かなり基準を大幅に下回った水になるということです。こうした今までやっていることと同じレベルのことをやるということで風評影響をなるべく緩和しようということが1つです。

また、（2）に書いてありますが、海洋モニタリングの徹底というところでございますが、放出前、そして放出後もトリチウムをしっかりと測るということです。ここには地元自治体や農林水産業者等も参画をしていただいてモニタリングをしますし、放出する水についても第三者機関もしっかり分析

をします。東京電力の分析だけでなく、第三者の機関がしっかりと62核種を分析するということです。また、IAEAの協力も得られるということでございまして、IAEAがしっかりと放出前からレビューをする、設備についてとか、モニタリング体制についてとか、その辺も含めてIAEAのレビューを得た上でやっていくということです。しっかりと第三者の目を入れてやっていくということがもう一つです。

続けて、3ページ目でございます。やはりどうしても風評の影響というのを念頭に置かなければいけないと考えておりまして、我々政府、そして東京電力もですけれども、しっかりと風評対策をやってまいります。(1)、(2)、(3)とございます。(1)は、まず国民、国際社会への理解の醸成ということで、ALPS処理水の安全性について科学的根拠に基づく情報を分かりやすく発信をする。

また、(2)としてまさに風評対策、各段階、生産、加工、流通、消費の段階で様々な支援を行ってまいります。ここに書いてございますけれども、例えば漁業関係者への支援、設備導入とか含めての支援です。それから、2つ目に相双機構、官民合同チームと呼ばれていますけれども、の事業者支援で、特に加工流通業者への新たな支援ということも考えております。また、海外に向けてはジェトロとか中小機構などの販路開拓とか販売促進事業なども展開をしてまいりますし、福島浜通りに多くの方に来てもらうという取組として観光誘客促進等の支援とか、この浜通りの交流人口拡大事業などもやってまいります。

(3)、損害賠償、様々な対策を講じますけれども、それでもどうしてもやはり損害が発生してしまった場合にはしっかりと賠償をさせます。これは、東京電力が実際は賠償をしますけれども、我々はそこを被害者に寄り添った賠償をさせると。要は、例えば立証責任を被災者に負担させないとか、あと期間とか地域、業種は当然限定しないのですけれども、そういった前広なと申しましょうか、そういういた賠償をさせるということです。

5でございますけれども、こういった特に風評対策を中心として政府としてもしっかりとこの基本方針をフォローアップとするということでございまして、新たな関係閣僚会議、この基本方針を実行するための関係閣僚会議というのを設けました。第1回開催は4月の16日に開催をしてございますけれども、こちらも官房長官がヘッドの関係閣僚会議でございまして、ここでしっかりとフォローアップをして、必要な対策があればここに報告をして新たな対策を打っていくとか、また新たな予算を考えていくとか、そういうことをやってまいります。この下にワーキンググループというのもつくって、今月、来月あたりからだと思いますけれども、様々な事業者のところにお話を伺いに行ったりとか、そういうお話を伺う取組なども開始をしてまいります。

トリチウム分離技術についてもいろんなご意見いただいておりますが、やはり小委員会の報告書でもありましたけれども、1Fのトリチウム水を直ちに分離できるような技術は現段階では残念ながら確認をされていません。もちろん新たな技術が出てくれれば、これはしっかりと取り入れていくということで、技術動向はしっかりと今後も注視をしてまいりたいということでございます。

参考資料の5ページ目、6ページ目、5ページ目はトリチウム水の放出実績、第一原発、それから国内の沸騰水型とか加圧水型、また韓国やフランスの再処理工場のトリチウムの放出実績、6ページ目も同じく世界の原子力施設でのトリチウム水の放出実績でございまして、7ページ目をご参考にちょっとお開きいただきたいのですけれども、今回A L P S処理水、年間22兆ベクレル放出した際の自然放射線からの被曝との比較でございます。日本人の場合は自然放射線、食品からの被曝も含みますけれども、年間で2.1ミリシーベルト、2,100マイクロシーベルト受けておりますけれども、今回22兆ベクレルで海洋放出した場合の被曝量は10万分の1でございます。数字で申し上げますと非常に低いのですけれども、大体最大で0.0000207ミリシーベルト、マイクロに直しても0.02マイクロシーベルトぐらいの影響です。これは、間接的な内部被曝も含んでいます。要は処理水を例えば飲んだお魚を人間が食べた場合の内部被曝もカウントした数字でも、そのぐらいの影響しかないということでございます。なので、自然界から受ける放射線の影響からいっても無視できるレベルだということをご承知いただければと思ってございます。

あとは、ちょっと飛ばさせていただいて、11ページ目以降でございます。風評対策の先ほどの説明より具体的なものでございます。11ページ目に書いてありますのは常磐ものの生産の支援とか、それから②として流通の支援、やはり仲買、加工業者の体力が落ちていたりしますので、その辺の新たな支援、この相双機構官民合同チームにも専用の部屋、水産支援室という部屋を設けます。これは5月中旬に設けるのですけれども、ここがいろんな事業者に御用聞きなどをさせていただきながら支援を強化してまいります。

また、水産物の消費喚起というのが③でございますけれども、やはり正しい知識を広めたりとか、新規の需要を開拓したりしていくということでございます。

12ページ目以降もその具体的な取組などがいろいろ記載をしてございます。ともかくしっかりと政府全体でこの風評対策を風評を発生させないという決意の下に取り組んでまいります。

15ページ目は水産業だけでなくほかの業種、これも風評の影響を受ける可能性がありますということで、観光とか商工業、農林業に対しても対策を講じてまいります。G A P認証、それから高付加価値化などのブランド力の向上とか、消費を呼び込むための福島県への来訪とか、来訪者への販売促進、電子サイト、E Cサイトとかでの販路開拓とか商品開発などの支援、そしてまた福島浜通りの交流人口拡大といったプロジェクトを立ち上げてまいります。

それから、16ページ目、先ほど申し上げたように、画一的な今までの賠償の対応ではなくて、しっかり被災者に寄り添った賠償をやっていくということでございます。

こちらからの説明は以上でございます。

○議長（高橋 実君） 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

1番、堀本典明君。

○1番（堀本典明君） まず、処理の仕方というか、昨年10月後半に決定されるだろうというお話が

以前あったと思うのですが、それがそのときは決定に至らないというところがあつて、その後先月に決定されたということなのですが、その期間に何か大きな変化があったのかなというと、説明を聞いていると、例えば風評対策にしても何か大きなものが決まったとかというわけではない中で処理の仕方を決定されたということなので、その辺どういったタイミングでこの時期になったのかというのを聞きたいのが1つと、あと特に風評対策というのは非常にいろいろな対策を取っても結局海洋放出をしてしまうこと自体で生まれてくるものなので、どういった対策があるのか非常に難しい部分であると思うのですが、そこはしっかりと取り組むということではあるのですが、そこがちょっとやはりまだ弱い部分があるなというのを感じていますので、今後どこまで本気でやってもらえるのか、その辺りのところを聞きたい。

それと、賠償で、もちろん風評被害で賠償いたしますよというようなお話なのですが、実際に被災者により寄り添ったとか、そういうのは今までそういった言葉はあったのですが、我々感じているところであると被災者に寄り添っていないと言わざるを得ないです。これからこれを変えて、被災者に寄り添ってやっていきますよという言葉だけでは住民は納得しませんので、その辺りの対策というのもお聞かせいただきたい。

○議長（高橋 実君） 木野参事官。

○内閣府原子力災害対策本部廃炉・汚染水・処理水対策現地事務所参事官（木野正登君） ご質問ありがとうございます。まず、10月に決定するのではないかという報道もございましたけれども、10月までに7回様々な関係団体からご意見を聞く場というのをやらさせていただいて、ご意見を聞いてまいりました。その後やはり十分な関係省庁での議論が必要だろうという判断がありまして、いろんな関係省庁でできること、徹底的に議論をしてまいりたということでございます。その結果、この4月のタイミングに決定させていただいたということで、例えばモニタリングの新たな会議をつくるとか、この基本方針を実行するための新たな関係閣僚会議をつくるとか、またちょっと説明は省いたのすけれども、もう一つの資料で基本方針の着実な実行に向けてということで、関係省庁が何をやるかというのが、ここに表として2ページ目以降当面取り組むべき措置というのがあります。ここで風評を抑制する処分方法をどうしていくかとか、そのモニタリングをどうしていくか、また国民への理解醸成活動をどうしていくか、こういった議論をしてまいりって、いろんな対策を具体的に検討してきたという時間だったということでございます。

2点目でございます。風評対策が不十分ではないかというご意見でございます。我々できる限り検討はしてまいりました。もちろんこの段階で、全ての風評対策が完璧だということではないと思っています。なので、この基本方針を実行するための関係閣僚会議もつくって、その下にワーキンググループもつくって、地元のいろんな方から丁寧に話を聞いて、またやっていく最中にも例えばこんな問題があるのだというご意見をどんどんいただいて、それを対策に反映させていく、そういった継続的なフォローアップをやってまいります。そこでむしろこんな問題点があるのだというのはどんどん我

々に言っていただきてご意見を吸い上げてまいりますので、これからも必要な予算とか必要な対策をやってまいりますので、ご意見を頂戴できればまた反映をさせてまいりたいと思います。

それから、3点目、賠償でございます。10年前の事故以降、東電の賠償についてもいろんなご意見があることも承知しております。こういった恐らく個別でいろんな賠償出る、出ない、ADRとかいろんな問題点があると思っています。こういったご指摘についてもいろいろご意見を伺ながら、我々もしっかりと言葉だけでなく、被災者に寄り添った賠償ができるように努めてまいりたいと思いますので、その辺もご意見をお聞かせいただければありがとうございます。

以上です。

○議長（高橋 実君） 1番、堀本典明君。

○1番（堀本典明君） ありがとうございます。今回4月になったというところは、もう少し詰めなければいけない部分があったということなので、そこは理解します。

その他、風評被害の対策についてはやはりこれは難しい話で、町長おっしゃったようにゼロにしていただきたいというのが我々の本音です。なので、そこはそういったものをきちんとまたいろいろお話しの中でそこを考えながらの対策をしていただきたい。

それと、賠償もそうなのですが、いろんな場面で意見を聞きます。要望に沿ってというようなお話をあります。今までも賠償の件に関してはかなり厳しい意見、議会からも、多分町からも出ていると思います。でも、あまり改善されたというような実感がありません。話を聞きます、それで要望を受け入れますというような、おっしゃっていただくのはいいのですが、それをぜひ実際に体感できるようにしていただきたい。

あと、これから処分方法など細かいところが出てくると思います。こういったやり方についても、議会をはじめいろんな場面でご説明いただきて、我々は地元の人間として一般人としての要望などを出させていただく場面あると思うのです。ぜひそれも専門家の皆さんで決めたことプラス地元の意見であるとか、一般の素人さんの意見も聞いていただきて、できることはぜひ受け入れてやっていただきたい、ちょっと無駄になるかもしれません、それが一般の人の安心につながると思いますので、その辺りはいかがでしょうか。

○議長（高橋 実君） 木野参事官。

○内閣府原子力災害対策本部廃炉・汚染水・処理水対策現地事務所参事官（木野正登君） ありがとうございます。私含めて現地、富岡に事務所あります。こちらにおりますので、ご要望あればいつでもおっしゃっていただければ、100%かなえられると今確約できるものではないですけれども、しっかりとお話を伺いながらやらせていただきたいと思います。

○議長（高橋 実君） 1番、堀本典明君。

○1番（堀本典明君） いろんな場面で進捗が変わってきたときに、やはりご説明いただかなければいけない場面が絶対出てきますので、そのときに議員からもいろんな意見が出ると思いますので、要

望を出させていただいたこと、できる、できない、ここまでだったらできる、きちんとその次の場面でも構いませんので、ご返答いただきながら、我々が納得できるような、納得できないかもしれません、きちんとそれを受け入れていただくような努力もしていただきたいと思います。

○議長（高橋 実君） ほかにございますか。

若いほうからいきます。

5番、高野匠美君。

○5番（高野匠美君） まずは、この風評被害というのはこの10年、要は何も対策できていないから、やっぱり福島県民の方々がみんな苦しんでいると思うのです。風評が出ないようにするのは、私は不可能に近いかなと感じます。それに県民、町村議会の7割が反対、慎重にという決議を無視して強硬に決めた。地元の意見は大切という話をしておりますが、やはりこういうふうな結果になると地元の意見というのは踏みにじっているのではないのかなと私は感じます。漁業者だけでなく県民、そして国民が理解できなければ風評被害はなくならないと思います。十分な説明を今まで本当に国、当事者の東電も再三いろいろなところで説明してくださいと頼んでも、あまりそういうふうに足を運んでくれなかつた。やっぱり国内もそうだけれども、海外でもそういう輸入品を拒否している、海外にもやっぱり説明が足りないと思います。それを今後どうするのか、すごく気になります。

それと、福島から流すとおっしゃいますけれども、福島の問題ではないのです。それと、先ほど賠償のこともありましたけれども、今までの東電の賠償のやり方というか、中には強制的に賠償を打ち切る、ADR拒否をする中で今後補償するというのが私は信用できません。それで、今まで十分に補償されない業種もありました。そういう人たちのことも、やはり再度考えていただきたいと思います。

それと、一番は第三者の機関が処理水をチェックするとおっしゃいますが、第三者というのとはどんな体制を取っていくのでしょうか。国や東電の都合のいいような、方々ではやはり不信感が募ると思います。それで、今後30年間流すとおっしゃいますけれども、その流している間にまた違う汚染水が生まれるという可能性はないのでしょうか。廃炉と同時にそういうふうになつていったときに、やっぱり30年ではなくて延々と流し続けるのではないかと感じますが、その辺ちょっとお聞きします。

○議長（高橋 実君） 木野参事官。

○内閣府原子力災害対策本部廃炉・汚染水・処理水対策現地事務所参事官（木野正登君） ご質問ありがとうございます。風評に対するご懸念とか賠償に対するご懸念、いろいろ不十分な点があったということについておわびをしたいと思いますけれども、やっぱり先ほどのご意見にもありました、言葉だけでなく実行をするということが大事だと思っています。決して何かやりますとか聞こえのいい言葉だけでなく、実行させていただくということを約束したいと思います。福島から流すということについてもなかなか、いろいろ検討はさせていただきましたが、やっぱり原発の敷地の外で処分をすることについてはいろんな法律の規制とか、それから流す先での地元の了解とか、いろんな手続が必要になります。すごく長い時間のかかる話で、なかなかすぐさま現実的な解決にはならな

いという判断でございます。

あと、違う汚染水が今後発生しないかという点でございますけれども、ともかくA L P Sという機械はトリチウム以外は、あと炭素14というものがありますけれども、それ以外は除去できる機械でございます。今後デブリを取り出す作業とかありますけれども、その際に水をかけてデブリを取り出すとかいう方法も検討はしていきますけれども、それも原子炉に注水した水と変わりはないと思っていますので、何かもっと恐ろしい汚染水が発生するということは現段階では私は想定はできないかなと思ってございます。今後何か新たな廃炉作業でそういったものがあれば、またそういうことを地元自治体とかにもご説明をさせていただきたいと思っていますけれども、A L P Sという機械では、繰り返しですけれども、トリチウムとカーボン14以外は取れますので、要は基準を満足させるということについては同じかなと考えているところでございます。

以上です。

○議長（高橋 実君） 5番、高野匠美君。

○5番（高野匠美君） ありがとうございました。まずは、この10年というのは本当に当事者の私たち地元の人たちは丁寧な説明というのはなかったと思います。それで、寄り添う、寄り添うとおっしゃいましたけれども、解除になった途端から国も何ももう自分たちのやり放題みたいな感じにも私は受けます。やはりあと2年で本当にできるのでしょうか。理解が求められるのだから、それさえも私は分からぬけれども、やっぱりやっていただかないと、皆さんにきちんとした本当の説明、いろんなところに足を運んでください。一人でも多くの人たちの意見を聞いて、きちんとしたやり方をしてください。自分たちの体裁のいいように、ここから持ち出せない、そういうのが決まりがあるとか、今さらそんなことって私は今ふと思いましたけれども、それは自分たちの体裁をよく言っているのではないかなどと思います。第二原発だってあれだけの敷地があるのだから、何で第二ではいけないのですか、持っていくの。やっぱりその辺は、きちんともっと考えてほしかったなと思います。

○議長（高橋 実君） 木野参事官。

○内閣府原子力災害対策本部廃炉・汚染水・処理水対策現地事務所参事官（木野正登君） 本当に言葉だけで信用できないというご意見は大変ごもっともでございます。しっかり実現する、実行することを努力してまいりたいと思います。

あと、2Fに持つていけないかということでございますが、第二原発も廃炉ということで、今後使用済み燃料とかを取り出したものを保管するスペースとかが必要になります。第二原発の敷地は、そんなに1Fほどは広くはないので、そういった核燃料を保管する場所とかが必要になるというのが1点と、たとえ第二原発にタンクを増設して保管しても、結局そこもまたいずれ満杯になってしまうということで、敷地を増やしてタンクを増やしても最終的な解決にはならないというのが我々の判断でございます。したがって、そういったことも検討はしたのですが、やはり今回処分するしかないということで決定させていただいたという経緯でございます。

○議長（高橋 実君） 5番、高野匠美君。

○5番（高野匠美君） いろいろと木野さんも大変でしょうけれども、まずはそういう処理水の件にしても、流す件にしても、東電に対してはきちんと指導なさってください。スイッチ一つで間違ったとか、そういうことは一番心配するところなので、やはり信頼というのは大切でありますし、でも今東電に対してはほぼほぼ皆さん信頼はないと思っていますので、その辺の指導はやはりきちんとやつていただきたいと思います。

以上です。

○議長（高橋 実君） 木野参事官。

○内閣府原子力災害対策本部廃炉・汚染水・処理水対策現地事務所参事官（木野正登君） しっかり指導いたします。ありがとうございます。

○議長（高橋 実君） ほかにございますか。

6番、遠藤一善君。

○6番（遠藤一善君） まずは、基本方針のところで、ずっと政府は前面に立つという話をしているのですけれども、この一番の前面というのが、これを読んでいるとやっぱり東京電力と国の役割分担というのがあるのですけれども、一番ちょっとこの中で大きくその後に2、3、4とくるのですけれども、これALPSの処理水の件でこういうふうに第三者で分析します、東電を指導しますといつても、処理水の安全性について国は何にも責任ある言葉が出ていないです。やはりこの処理水の安全の所在はどちらなのかといったときに、今のところでいくと全部国が指導をして、こういうふうにして許可を出して処理水をしますとなっているのですけれども、やはりこの出た処理水の責任は国が担保をしていただかないと、やっぱり風評も含めて安心のところが非常に弱いのかなというのがちょっと感じています。当然我々は、もう国でも言うように復興と廃炉の両立、だから両立なので相反することをやるのですから、どちらかに決めなければいけないということに関しては、決まったことをやっぱりぐつといろいろ考えていかなければいけないと思っているのですけれども、何せ安全の責任の所在がちょっと国としての立場からすると東電任せなのかなという感じがいろんなところでしています。その辺は、どういうふうに考えているのかということ。

それから、風評被害への対応なのですけれども、これどうしても直接的、（2）のところに生産、加工、流通、消費ということで、直接的なところが書かれているのですけれども、ここ10年間の事故に対する賠償でどういう業種の人に、賠償が出たのかというのは明らかになっているわけで、そういうところを細かくというわけではないのですけれども、何か我々からすると明らかにストレートに分かるところだけの話だけが出てきて、それ以外の実際にいろんな職種の人がいるわけなのですけれども、この地域や福島県内も含めて、そういうところを、などという言葉でやはり片づけてしまっているというところが、現時点ではそうなのでしょうけれども、やはり細かいところまで突っ込んだ対策というのをやっぱり出していただきたいというのが2点目。

それから、この損害賠償のところの3ページの4の（3）の損害賠償も、あくまでも損害に関しては東京電力を指導ということになっているのですけれども、風評被害の反省が何かこの指導という言葉で本当に生かされるのかなと、先ほど5番議員さんと同じようなことになってしまふのですけれども、指導という言葉ではなかなか国が前面に立っているとは思えない。

それから、最後にもう一点、将来に向けた検討なのですけれども、直ちに実用化できる段階の技術はないと。これ実用化というのは、大量に処理をするということなのでしょうけれども、実際に新聞とかいろんな報道を見ると、実験室段階ではそういうことができているというような報道もあります。例えば実験してできているものに大量に、これはまたちょっと部署が違うのだと思うのですけれども、そこのところに研究費とか研究の施設とか、そういうものをきちんと用意をして、基本は我々としては風評はゼロで、しかもトリチウムも取り除ければなおありがたいというところがもう大前提にあるわけですけれども、やっぱりある一方でこういう研究に対してもお金をどんどん出して、トリチウムを除去できる、それなりの量ができるものにも進めていってほしいのですけれども、その辺はどういうふうに考えているのか。ちょっといろいろあるのですけれども、お願いします。

○議長（高橋 実君） 木野参事官。

○内閣府原子力災害対策本部廃炉・汚染水・処理水対策現地事務所参事官（木野正登君） ありがとうございます。まず、処理水の安全性という観点ですけれども、まず東京電力は今後放出設備とかを原子力規制委員会、規制庁に認可の申請を出します。そこでどういう水を処分するのかとか含めて申請をするわけです。原子力規制委員会は国の一ですけれども、安全性をしっかりと確認しないと認めません、逆に安全性を確認した上で認可をするので、まず設備の認可とか、それから処分のやり方についての認可をすることは国がしっかりと安全性をまずそこで確認をします。それから、実際放出する段階ですけれども、先ほど第三者機関が分析をすると言いましたけれども、その結果も全部国が、我々なのですけれども、我々が確認をします、分析結果を。東京電力の分析結果と第三者機関の分析結果も確認をした上で、また実際の放出のときには我々現地事務所の職員が立ち会って、放出のスイッチを押すところまで立ち会います。なので、実際処分をするのは東京電力ではございますが、我々国もいろんな段階で安全性を確認した上で処分をするということはお約束をいたします。それが1点目です。

風評の話でございます。ここに書いてあるのは漁業だけではございません。3ページ目も漁業に特化しているように見えるかもしれませんけれども、漁業だけではなくて、ちょっと先ほど11ページ目以降で説明をさせていただきました。特に15ページ目、今まで賠償が出ていますけれども、観光とか商工業、農林業に対しても必要な支援策は講じてまいります。特に今回の賠償について業種とか、それから地域とか期間を限定することなく、風評が発生すればそれは全て賠償するということは明記をさせていただいているところでございます。

また、もう一点、トリチウムの分離技術でございます。国も何年か前、四、五年ぐらい前だったと

思うのですけれども、予算をつけてロシアとかアメリカとかフランスのトリチウム分離技術にお金をつけて実証実験やりました。その結果、なかなかやっぱりすぐに実用化できるものはそのときに確認はされていないのですけれども、今でもいろいろな企業とかから技術提案はございます。これは、国と東京電力でしっかりと確認をさせていただきながらやってきていますし、今後も東京電力もそういう技術提案を受け付けるということで、先ほども書きましたけれども、技術動向は今後も我々もしっかり注視をしてまいります。有望な技術があれば、必要に応じて予算をつけるとかいうことも考えていきますので、決してここでもうすっぱりトリチウム分離技術は諦めたということではないということをございます。

以上です。

○議長（高橋 実君） 6番、遠藤一善君。

○6番（遠藤一善君） 多分微妙な認識のズレが、国の前面の責任なのですけれども、今お話しされたようなことは以前から言っているので、立ち会ったり、チェックをしたりというのはあるのですけれども、やはり実際に処理をするという行動そのもののところに国は関わっていないのです。あくまでも東京電力が処理をする。そのところにやはり国が共同で処理をするとか、国がするところに、やっぱり国もそこに関わっていただきたい。それが一番安心ではないのですけれども、やはり少しでも安心のところにいく。今の東京電力、例えばこの間の地震計の話でも意識のズレがあるわけです。なぜそれを設置してほしいと言ったか。でも、規定ではない、だからゆっくり直したということが起きてしまうですから、やはりこの処理水も同じように、何かあった、何かトラブルが起きる、いろんなことが、多分想像しないことがまた起きてくると思うのですけれども、そのときに東京電力だけが間違っているということではなくて、やはり国、環境省でも何でも、いろんな部署があると思うのですけれども、そういうところがきっと一緒に責任を、処理をするところにきっと一緒にいるという形が非常に安心につながるのでお願いをしたい。

あと、販路拡大とかそういう賠償に関してはいろいろ出ているのですけれども、やはり今までいろんな意味で問題がありました。売るところがあるだけでは、今の、木野さんは富岡に住んでるので分かると思うのですけれども、うちの町の現状を見ていただけるとなかなか売る人がいないというような状況があります。そのためには、やはり定住人口が必要になってくるし、安全なのかなと。一番の安全の担保は、やっぱり子供を持つ親が安心してここで子供を産んで、育ててという環境がここにあるということなので、そこに向けて何が必要なのかというところをもうちょっとそっちの部分を詰めていただきたいと思います。

それと、もう一つ新しい技術は出来上がったものを使うのではなくて、やっぱり国がお金をして新しい技術の開発をどんどん進めていただきたいという意味合いで言ったものだったので、そういう形でちょっと進めていただきたいなと思います。

○議長（高橋 実君） 木野参事官。

○内閣府原子力災害対策本部廃炉・汚染水・処理水対策現地事務所参事官（木野正登君） ありがとうございます。ちょっと先ほど言葉足らずだったかもしれません、東京電力が実際にA L P S 処理水を処分するときには国も立ち会います。なかなか共同で処分するというのは、ちょっと装置の操縦を国がするわけではないのですけれども、国がちゃんと手順書を確認して、その場で手順に間違いがないか確認をします。2点目のまさに売る人がいないとか、定住人口がまだ少ないという、富岡の現状もまだ1割ちょっとでしょうか、人口、戻った方は。なので、まさに交流人口拡大とか移住、定住促進の事業も併せてやってまいりますので、そちらの復興も引き続き努力をさせていただきます。

それから、トリチウムの技術、国がお金をつけてということでございますが、有望なものがあればそれはしっかりと国も予算をつけるなり考えていきたいと思います。ありがとうございます。

○議長（高橋 実君） ほかにございますか。

7番、安藤正純君。

○7番（安藤正純君） 令和2年4月7日の全協のときに、やはり木野さんからの説明で関係者の理解なしには放出しないと、そういうふうな答弁をもらっています。その後というか、富岡を皮切りに何回もご意見を聞く会がありました。4月13日の政府方針というのがあったのですけれども、そのご意見を聞く会で出た意見と政府方針は全く私は真逆と捉えています。もう8割、9割も、本当に一握り、観光業だったかな、一握りが理解できるというような話があったけれども、それは後でまた撤回して言い直していますから、ほぼ99%くらいは海洋放出反対だったのかなと思うのだけれども、ご意見を聞く会というのは何だったのかということをまず説明してください。ただのガス抜きだったのか、十分に意見を聞いたのか、そこのところを説明してください。

あと2点目、今日の資料で賠償のところなのだけれども、被災者に寄り添う丁寧な賠償、これ美しいです、文章は。だけれども、今まで商工業者だったり、農林だったり、今までの賠償を、例えば原子力特別委員会というのがあるのですけれども、そこで東電に現在追加賠償の数はどれだけですか、1,029くらいあるかな。その中で、やはり二十数件、3%に満たないのです。3%に満たないということは100人いたら3人も同意してもらっていないということなのです。やはり賠償というのは、原発事故の賠償とこの汚染水の賠償は別だよと考えているのか、全て同じだよと、原発事故で起きた賠償全て同じだよであれば根っこから寄り添ってもらいたい。汚染水だけ国の都合で寄り添うけれども、ほかのものは寄り添わないではこれ住民理解は得られないよ。それと、国は都合のいいことを言って、前面に出るときは出るけれども、あとは東京電力に任せるではなくて、場合によっては中間指針を第四次追補から大きく変わってないので、中間指針を見直すくらいの、浪江町長言っています。ADR約1万5,700人、こういったもので厳しく扱っておきながら、今度立証は被災者に求めませんとか柔らかい言葉、甘い言葉を出してきた。誰も信用しないよ。またかですよ。この辺を本気で国が前面に立つのであれば真面目に考えてください。

3点目は、トリチウム以外の核種、先ほどから木野さんも、あと原特で東京電力も同じことを言う

のですけれども、技術的には取り去り可能だと、ただ説明は告示濃度比総和1にこだわっています。結局それは国の基準だと。でも、トリチウムも国の基準だったら1キログラム当たり6万だよね。それを1,500まで、40分の1に下げますと。飲料のレベルの7分の1とか、だったら告示濃度比の総和1、これだって下げてもいいし、私は絶対ゼロというのではないと思うの。NDでも検出限界値未満でも絶対ゼロはないから、技術的に可能であれば検出限界値未満まで、NDまで取り去る。これが、安全というものは科学的、学者の説明で安全は説明できるけれども、安心という部分は国の基準、世界の基準はこうなっているけれども、今の技術で取り去ることができる限界までやりますよとなれば、私はさらなる安心だと思うのです。そこまでやる気があるかどうか。

この3点。

○議長（高橋 実君） 木野参事官。

○内閣府原子力災害対策本部廃炉・汚染水・処理水対策現地事務所参事官（木野正登君） ありがとうございます。まず、ご意見を聞く場というのは何だったのかというご意見でございます。もちろん反対もいろんな理由があったと思っていまして、まさに風評を懸念しての反対とか、処理水の安全性への懸念とか、いろんなご意見があったと思います。我々できる限り基本方針をつくる際に考えたのはまさにそこで、風評への懸念だったらこの風評対策をしっかりやるとか、まさに個別具体的にご意見に対して対応法を決めてきたということでございます。処理水の安全性については、先ほども言ったように告示濃度、トリチウムは40分の1とかに薄める。そうすると、ほかの核種もやっぱりトリチウムを薄めるのが500倍とか1,000倍になるので、そうすると告示濃度比1のものも500分の1、1,000分の1になるということで、要は非常に安全性に配慮した水にするということで考えてまいりました。なので、確かに海洋放出反対というご意見に対しては海洋放出を決めさせていただいたわけですけれども、できる限り理由を分析して、対応を考えてきたと思ってございますというのが1点。

2点目、賠償です。確かにいろんな賠償のご意見は、様々なところで伺ってきております。こういうご意見があることは、担当の部屋にもお伝えをさせていただきますけれども、しっかり今までの賠償も含めて、ちゃんと東京電力が何かできないか含めて考えさせていただければ、今ここで即座にお答えができないところではございますけれども、何かできないか考えていきたいと思います。

それから、まさにトリチウム以外の核種を全てNDまでということでございますが、ALPSも大分改良を重ねてまいって、大半の核種はNDまで下げられるようなレベルまでは来てございます。一方、なかなか現段階の技術で全てNDにできるほどまでには至っていないということでございますが、やっぱり取りにくい核種もあります。そういうものの、今後も改良を重ねながら考えていきたいと思いますが、やはり基準を守るというのが大事だというのが原則でございまして、基準を超えないようにはもうしっかりと厳密に確認をしますけれども、それよりさらにどこまでできるかは技術とも相談しながら考えていきたいと思います。

○議長（高橋 実君） 7番、安藤正純君。

○7番（安藤正純君） 答弁ありがとうございます。政府方針4月13日に出すときには、一緒に同時に風評被害対策、これも私は出すべきだったと。具体的な風評被害対策。今まで結局ご意見を聞く会、去年の1月か2月かな、小委員会からそういった話が出て、いろいろ国も検討したのだと思うのだけれども、これだけ風評とか安全性とか言われてきているのだから、絶対に風評を出さない対策としての切り札、こういったものも同時並行に考えていて、4月13日にはそれが出てくるものと私は思っていました。ただ、理解の醸成とかそういう総論的な話は出るけれども、具体的なことは一切出てこない。私に言わせれば、何やっていましたのですかです。本当に具体的なことをこの場でも出してもらいたいぐらいです。

それと、あと賠償はやはり、ADRってあれば国がつくったのでしょうか。東電の相談室に行くと、3つの柱というのがあって、ADRというのがあるのです。和解仲介の尊重度が。そういった現場を木野さんは分かっているの。現場でどういう状況であるかということが。そういうふうに国がつくったADRに従わない東京電力が被災者に寄り添った賠償、丁寧な賠償、これができるかどうかということをまず考えてください。国民がそれを信用するかどうか。机の上で握手しても、机の下で足を蹴飛ばされていると同じなのだ。やっていることが全然、美しい言葉の裏にはやっていることが違うのです。その辺をちゃんと見てもらいたい。先ほどのそういった部署にという話があったので、私は汚染水だけを特別扱いにしないでほしい。やはり今までの賠償も、根っこから見直してもらいたい。ADRで東京電力が拒否しているものも、国が前面に立つのであれば、それは国がつくった制度でやっているわけだから、これは当然国はのみなさいよという立場にあると思うよ。それをやってください。

あとALPSの現在の技術でなかなか難しいと今言葉も出たけれども、東京電力も国もトリチウム以外は可能だという言葉がいっぱい出ています。あとはやる気があるかないかの問題。やる気がというのは、一次処理では取れないけれども、二次処理、三次処理すれば取れるということであれば、経費もかける、時間もかける、それが安心につながるのであれば、私はそれはやるべきだと思う。

その3点。

○議長（高橋 実君） 木野参事官。

○内閣府原子力災害対策本部廃炉・汚染水・処理水対策現地事務所参事官（木野正登君） ありがとうございます。賠償、すみません、いろんな問題点があるということは聞いてはおりますけれども、私も現場をなかなか熟知しているわけではないです。そういうご意見があったことは、しっかり伝えさせていただきたいと思います。

風評対策でございます。我々も考え得る対策を11ページ目以降いろいろまとめさせてはいただいております。ただ、これで十分かと言われると、まだまだ必要なものもあるかもしれません。これは、繰り返しではございますけれども、今後しっかりとフォローアップをさせていただくということと、いろんな方のご意見を直接お聞きしながら必要な対策をまた対応していきたいと思いますので、今後も

引き続きここはやらさせていただければと思います。

それから、ALPSのところでございます。取りにくい核種がどこまでNDまで下げられるかはちょっと相談しないと分からぬ部分もあるのですけれども、当然二次処理すればかなり基準値1を大幅に下回るぐらいまではできるものでございますので、ちょっと技術の限界もあるので、どこまでできるか、今ここではお約束はできないのですけれども、なるべく下げられる努力をしっかりしたいと思います。ありがとうございます。

○議長（高橋 実君） 7番、安藤正純君。

○7番（安藤正純君） ご意見を聞く会、いろんな風評に対してどういう風評があるか、今まとめているところです。そのまとめているということは、政府方針を出す前にまとめは仕上げていなければならない、私はそう思うのです。何かもう後手後手に回っているというか、田舎の言葉で泥棒を捕まえてから縄をもじるという言葉あるのだけれども、何かそんな感じ。何やってたのとしか思えない。それ早くまとめて、万全な風評対策、それは早く国民に示してください。

それと、賠償、現場のことによく知らないと。よく知らないでよくこんなもの出せたなど。分からなくて、よくこういう寄り添うなんてきれいな言葉を使って出してこれたねというのが本音。それで国が前面に出ます、もう10年たっているのだよ。10年もたっているのに、東京電力の賠償がどの程度のことだったのか分からないということ自体がおかしくない。国は何やっていたのだよ。ADRつくったのも国だからね、くどいようだけれども。それに従っているかどうかも分からぬ。それは、ちょっとこういう説明の場でこういうきれいな文章で説明するなら、現状がどうだかくらいはちゃんとつかんできてくださいよ。木野さん、恥ずかしいよ、本当に。

あと、3点目も東京電力では去年あたりから二次処理、三次処理のテストをやっています。だから、知らないのは木野さんだけかもしれないよ。連携が悪い。そのトリチウム以外の七十何%のものを二次処理すれば取れるか、三次処理すればどれくらいまで落ちるか、それは東京電力でやっています。かなり下がったというのは聞いているけれども、NDまでとか、検出限界値未満とか、そういうのは聞いていません。そういう報告がないので。そいつたところを国と東京電力が連携が悪過ぎる。国が前面に出るということは、全てを分かっていなかつたらば窓口になれないでしょうよ。少し今日の説明はお粗末だと思うよ。

○議長（高橋 実君） 木野参事官。

○内閣府原子力災害対策本部廃炉・汚染水・処理水対策現地事務所参事官（木野正登君） まず、賠償についてですけれども、私の勉強不足のところもありますので、ちょっとしっかりとその辺の現状も勉強させていただきます。すみませんでした。

ALPSの浄化の話ですけれども、この資料の9ページ目をちょっとお開きください。ALPSの二次処理というところがあります。9ページ目でございます。これが東京電力がやったALPS処理水をもう一回浄化した、二次処理をした結果です。下の表ございますけれども、再浄化前の放射性物

質濃度2,406倍と387倍という基準に比べて、数百倍から数千倍の水を浄化した結果、0.35倍と0.22倍という結果になりました。ただ、これはやはり全てNDにはなっていないのです。特に取りにくいストロンチウム、セシウム、ルテニウムとか幾つかあるのですけれども、7核種はNDにはできていないです。ここは、やっぱり技術的になかなか難度が高い分野ではあるわけです。これが、さらにどこまで下げられるか含めて、ちょっと東電と確認させていただければと思います。すみません。説明が不足しておりました。

○議長（高橋 実君） 11時半まで休憩します。

休 憩 （午前11時18分）

再 開 （午前11時26分）

○議長（高橋 実君） 時間が早いですけれども、再開いたします。

次に質疑のある方。

8番、宇佐神幸一君。

○8番（宇佐神幸一君） 聞きたいことは、基本的にいろんな各議員から風評も出ているのですが、風評というよりも今地元に住んでる方々については廃炉作業中、原発の不安も抱えながら生活日々しているわけです。その状況において、今回また汚染水というのが入ってくるわけです。そうすると、先ほどからも説明いただいていますが、いろんな支援策を行いますと。ただ、支援よりも基本的に住民の方たちにそういう説明ではなく、本当の意見を話し合いという形で設けることは今までやっていなかった。それによって不安が増す。簡単に言えば、科学的ではなく、人間の倫理的な問題も踏まえたそういう説明、説明ではないですね。話し合いと言ったほうがいいかと思いますが、そういうのはやっていない。それで、国が一方的に今回2年後放出するという形が出てしまったときに、地元というか、今住んでいる方たち、富岡以外でも双葉郡でもどこでもそうだと思うのですが、その人たちの不安をどう解消するか、そういうことが風評のなくなる一歩にもなると思うのですけれども、そういう政策がされていない。それとともに、地元住人の、今住んでる方の声をどこで吸い上げるのか。官民合同チームという話もありますけれども、基本的には常に吸い上げる場所をつくる、またつくれるような体制をする、ここにも出ていますけれども、風評対策のタスクフォースの活躍、これは官庁との流れだと思うのですが、これと同じようにつくれとは言いませんが、そういう方向性がなければ地元に住んでいる方たちが相当の不安を感じている。

それと、國のお話の中においては信用できないという方も多い。それはなぜかというと、今ちょっと離れますと、この廃炉にかかるてくるものとして、廃棄物を納める最終処分場も國が決定していない。そういうような不安の中で本当に信じていいのですかというようなお話をどう返していくのか、まずその一点をちょっとお聞かせください。

○議長（高橋 実君） 木野参事官。

○内閣府原子力災害対策本部廃炉・汚染水・処理水対策現地事務所参事官（木野正登君） ありがとうございます。住民との対話、住んでいる方への不安をどう吸い上げていくかというご意見だったと思います。全くやっていないということではないのですけれども、まだまだ足りていないと思います。例えばなのですけれども、この13市町村に住まわれている方に第一原発を視察いただきて、その後に我々国と東京電力の職員と座談会をするような場とかもあります。ただ、その存在もまだまだ知らない方も多いでしょうし、そういったところでお話をさせていただく機会とか、またいろんな第一原発の視察を通じてご意見を聞いていったりとかあろうかと思いますが、これからもそういう様々な対話の機会をつくってまいりたいと思いますので、私も地域の方といろんな交流はさせていただいていますけれども、まだまだごく一部だと思っていますので、いろんな方のお話もお聞きできるようなことをやっていきたいと思います。

あと、信用していいのかというご意見もあります。最近の東京電力のトラブルとかもあったり、情報公開の遅れなんかもあったりしましたけれども、国も含めて信頼回復というのもまたこれも言葉だけで何回も言ってもしようがないのですが、とにかく一つ一つ実行していくしかないかなと思います。廃棄物の最終処分場も、これは原子力政策全体の問題でもありますけれども、高レベル廃棄物の最終処分場、まだまだようやく調査に手を挙げたところがあるという話でございまして、こういったまさに高レベル廃棄物の最終処分場とか、また福島でいえば除染廃棄物の最終処分の問題とか解決しなければいけない課題は山積していますけれども、そちらも一つ一つ積み上げていくしかないと思っています。引き続きいろんな機会を捉えて、住民のご意見を聞きたいと思います。ありがとうございます。

○議長（高橋 実君） 8番、宇佐神幸一君。

○8番（宇佐神幸一君） 国の政策、そうしていきたいというのは分かりますが、基本的にまず住んでる方が安心、安全を自分たちで勝ち取る、それでなおかつ今離れている町民もそれに対して富岡の魅力を出すまでに、簡単に言うと先ほど出ましたけれども、定住人口を増やす、または交流人口を増やす、だけれども実際的にこういうマイナスの面を持った状況において持つてこれるか、またそれに対する政策ができるかというと、簡単に言うとうちはつくりました、ちゃんと、ただ中身は勝手にやってくださいということではその自体が成り立たない。そういうのを考えると、これに書いてあるのはごもっともと思います。ごもっともとさせるには、まず住んでいる方、これから住もうとする方に対する対策がはっきり言ってあまりにも基本的なものがなっていないかなと感じます。だから、そこからまず基本ベースはつくるべきだと思うのですが、ただ国はもう流さなければならぬ、早く空かさなければいけないという政策が先に見えて、基本的な流れができていない。だから、先ほどもちょっと、ここで質問しますが、今言った定住、交流政策、これは書いてありますが、本当にその場になったときに、先ほども出ましたけれども、具体例が本当に出ていない、また具体例を出さざるを得ない、出さなければいけない。今書いていないけれども、実際的には国はそれ以外に書い

ていないけれども、こういうことも考えていますというのもあるのかどうか。それによって地域の関係する方も今から準備していくという形もあると思うのですけれども、どうですか。

○議長（高橋 実君） 木野参事官。

○内閣府原子力災害対策本部廃炉・汚染水・処理水対策現地事務所参事官（木野正登君） 恐らく人口拡大、交流人口拡大、定住促進とかいうお話なのかもしれませんけれども、何か書いていないことで今アイデアがありますかと言われると、残念ながら今そこは持ち合わせていません。これも繰り返しになりますけれども、いろんなワーキングで今後お話を聞きながら、こういった施策が必要とかいうことがあればやってまいりますけれども、今何かほかにアイデアがあるかと言われるとここに書いてあるのが一応全てだと思っています。

○議長（高橋 実君） 8番、宇佐神幸一君。

○8番（宇佐神幸一君） あと、最後に1つだけ聞きたいのですが、今町村、富岡を中心に増えて復興が進んできております。町民も関心を持って帰ろうとしています。その人たちにおいて一番のこととは、さっきも言った身近な不安なのです。だから、身近な不安の中にはっきり言って町民自体がだんだん風化されてきて、汚染水のことは遠ざかってくるような可能性があると思う。それではいけない。ただ、その点に対して不安なのは身体的な保健衛生的なもの、今病院は緊急医療センターができていますけれども、医療体制はまだまだと思うのですけれども、そういうのも国からの資料に出ていないのですけれども、基本的にはどう考えているのか、最後にお聞きします。

○議長（高橋 実君） 木野参事官。

○内閣府原子力災害対策本部廃炉・汚染水・処理水対策現地事務所参事官（木野正登君） 医療体制、福島浜通り復興の重要な問題だと思います。県とかとも確認をしなければいけないですけれども、まさに大野病院をどうしていくかとか、そういう地域の医療体制をどうしていくか、すみません、私も不勉強で恐縮ですけれども、その辺ちょっと県とかを含めて確認をさせていただければと思います。

○議長（高橋 実君） 2番、佐藤教宏君。

○2番（佐藤教宏君） 私からは、まず関係者の理解なしに海洋放出が決定されたということ、約束を反故にされたという今回の決定につきまして本当に残念だと思っております。今後こういった信頼関係が崩れるようなことのないように進めていってほしいなと思っているところです。

議員の皆さんからもうほとんど出たかと思いますので、私からお願いとか確認とかちょっとさせていただければと思います。皆さん懸念されているのは、国が言っていることは本当なのかとか、東電が言っていることは本当なのかというところで、幾ら安全な資料出しても信じてもらえないというところが大きいのかなと思っています。マスコミでもそうですけれども、トリチウム処理水については、トリチウムの安全性というのはすごく報道されているところなのですけれども、先ほどもありましたけれども、そのほかの核種についてトリチウムだけではないのだよというところの説明、そしてそれが基準値以下であればそれを取り続けても、ほかの核種を体に取り続けても安全なのだよという報道

も含めてしていただかないと、後でそんなほかの核種があったのかということになるとまた風評であったり、そういうものが発生してしまうと思いますので、そういうところも含めて関係者以外の方にも広くそのほかの核種についての安全性であったり、そういうものを実際に検証してみて、本当に安全であるということをしっかりと報道していただきたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

○議長（高橋 実君） 木野参事官。

○内閣府原子力災害対策本部廃炉・汚染水・処理水対策現地事務所参事官（木野正登君） ありがとうございます。まさに国や東電が信用できないというご意見も聞かれます。やはり言葉だけでなく、実行を一つ一つしてお示しするしかないかなと思っております。また、その他核種の安全性の確認ということでございますけれども、先ほど言いましたようにまず基準値を満たしているかどうかはしっかりと国も第三者機関も含めて確認をするということが1つと、東京電力から既に発表しているのですけれども、ALPS処理水で魚を飼育するということも検討しています。その魚をしっかりと分析して、放射性物質がどれだけ蓄積するかとかを含めたデータをしっかりと公表していきたいというのがもう一点です。また、先ほどの説明資料にもありましたけれども、7ページ目でございますけれども、海洋放出した場合の追加的な放射線影響のところ、自然被曝の10万分の1というデータでございますけれども、これは処理水を飲んだ魚を食べた影響も含めてのデータでございます。なので、こういったデータも含めてしっかりと県民、国民の皆様にお示しをしていくことが大事だと思っています。いろんな手段を通じて、処理水の安全性をしっかりと理解促進していきたいと思います。ありがとうございます。

○議長（高橋 実君） 2番、佐藤教宏君。

○2番（佐藤教宏君） ありがとうございます。そのような実証実験をやられているということも含めて、全国の方々に広く周知していただきたいと思っているところです。そんな中でも海洋放出のシミュレーションがあったのですけれども、結構そんなに広く薄まっていかないのかなと思いまして、1.5キロ範囲ぐらいの以内だとちょっと濃い濃度であるということで、トリチウムの総量は780兆ベクレルということでわかったのですけれども、ほかの核種の総量についてこの1.5キロ以内にたまっているのかないのか、といった心配も、私は科学者ではないので素直にそう思ってしまうのですけれども、といったところも詳しく皆さんに周知していただければなと思っておるところです。今回海洋放出されるということなのですけれども、これを第三者機関も含めてモニタリングして放出するということなのですけれども、先ほど議員からもありましたけれども、本当に第三者機関が信頼できるものなのかという部分がございますので、IAEAに今回反対されている中国の方が入られるということもありますし、といった方々にもちゃんと常にモニタリングしていただいて判断していただく、といったこともしていただければなと思っております。東電からは、今年の3月と6月と7月にALPSのホースとか移送弁から水漏れがあったという報告がありました。そのときも私から質問させてい

ただいて、そのような状況で本当に信頼得られるのかということで質問させていただいたのですけれども、そのときもALPSは非常に線量が高くて、頻繁に点検に入れないと答弁をいたいたところなのです。そういう状況で30年も40年も海洋に放出し続けられるのかなという懸念がありますので、そういう部分もしっかりと対応できるような形で国とも監視していっていただきたいなと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（高橋 実君） 木野参事官。

○内閣府原子力災害対策本部廃炉・汚染水・処理水対策現地事務所参事官（木野正登君） ありがとうございます。おっしゃるとおり、まさに第三者機関、これは東電と資本関係のない第三者機関です。要は放射能分析を専門にしている会社とか財団法人みたいなのがありますので、そういうところにしっかりと分析をしてもらうということです。それで、まさにIAEAに中国の方が入られるというお話をありましたけれども、そういういろんな国際、外国の方を含めてしっかりと確認をしてもらうということが大事だと思います。あと、ALPSの点検のお話でしたけれども、今東京電力でこの10年間いろんな不具合があったものをデータ化して、大体どのぐらいのタイミングで壊れそうだとかいうのを予測して、予防保全的に点検するとか交換するとかいう長期保全計画というのをつくったのです。最近なのですけれども。この10年間のいろんなトラブルとか、要は故障しやすい部分とかを抽出して点検頻度を増やしたりとかしようとしています。なので、これでトラブルがゼロになるかどうか分からぬところはありますけれども、過去のトラブルをしっかりと反映して、故障する前にしっかりとメンテナンスをさせるような取組もさせているところです。線量が高いからというのはなかなか理由にならないので、そこはしっかりと我々やらせていただきたいと思います。

以上です。

○議長（高橋 実君） 2番、佐藤教宏君。

○2番（佐藤教宏君） ありがとうございます。壊れてしまってからでは、また風評も実害も広がってしまいますので、そういうことは絶対ないように国としても監視していただければと思います。今回一番残念なのは、一番影響を受けるであろう漁業者たちの理解を得れないまま今回決定がされましたというところで、風評被害ではなくて、それだけではなくて実害が出てしまったらその人たちの生業とか生きがいというのはもうなくなってしまうと、奪ってしまうことになってしまいますので、しっかりとその辺は国としても重く受け止めて、前倒しで進めていただければいいと思います。安全性というのは本当に科学的に示すことはできるかと思うのですけれども、それ以前に国とか東電との信頼関係が崩れていっているという状況が今一番まずい状況なのかなと思っているところで、そういうことのないように今後対応していっていただきたい、そのほかの観光業であったり、商工だったり、そちらの風評被害についても、結局その対応に当たるのは町なので、町にしっかりと交付金と補助金等出せるような仕組みを今から考えていただければと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（高橋 実君） 木野参事官。

○内閣府原子力災害対策本部廃炉・汚染水・処理水対策現地事務所参事官（木野正登君） ありがとうございます。まさに実害を出さない、これはもう当然のこととございます。安全しっかり我々も含めて頑張ってまいります。風評の町とかに交付金が出せるか、ちょっとこれは持ち帰って検討させていただければと思いますけれども、恐らくまさに自治体がやる事業があると思いますので、そういうところにお金が出せるようにというご意見だったと思いますので、ここは検討させていただきたいと思います。ありがとうございます。

○議長（高橋 実君） ほかにございませんか。

9番、渡辺三男君。

○9番（渡辺三男君） 皆さんからほとんどもう出尽くして、言うことあまりないのですけれども、まず1点なのですけれども、皆さんが言っているように漁業者の了解なしで海洋放出が決まったということで、先月の27日ですか、相馬双葉漁業協同組合、組合員が800名ですか、そのうちの200名くらい集まっているいろいろ説明を聞いたということで、そこの場でもやっぱり相馬双葉漁協は反対、海洋放出反対、全漁連と共同で共同声明を発表したということなのですが、まさに説明不足で起きている現象なのかなと思うのです。私感じるのは、漁業者に関しては十分とは言いませんが、すばらしい賠償とか補償出しているのです。ここにもいろいろ書いてありますけれども、経費の支援とか経営体質強化のための漁業用機器の導入とか、漁船用のエンジンの導入支援とか、いろいろ支援あるのです。ただ、今までの支援は何の支援だったか私分からないのですが、多分原発被害というより津波の被害で、港が修復され、またそこの市場が流されたりして市場の新築とか、そういう部分も全て相馬双葉漁協に関しては大体完了しているのかなと思うのです。あと、津波によって漁船を喪失した方は80%の補助で漁船を新造船にしたと。あとは、道具代なんかも10%は補助を受けたような形になっている。パーセントはちょっと違うかも知れないですが、そのくらいの補助を受けているのです。今後こういった風評被害対策の中で、やっぱり漁業対策としては明確にこれ謳っているのです。補償、風評被害が出たらこうだよと、こういう支援しますよ、ああいう支援しますよということ。それが原発事故か津波なのか、今度の風評被害でまた同じ賠償とか、そういうものを出していくのか。その辺が明確でないのが前の丸写しなのかなと私思っているのです。その辺はどうなのかと、あとはやっぱり風評被害は絶対出るのです。出るに当たって最小限にとどめるためには、やっぱりトリチウム取れないものは取れない、しようがない。ただ、取れるものも随分あると思うのです、62核種の中には。一番人体に危険だというセシウムとかストロンチウムとかがなかなか取りづらいという説明ありましたが、なかなかその辺が取れないというのは厳しいとは思うのですが、取れるものは3回機械にかけても、5回かけてもやっぱり検出限界値まで下げて、それで希釈するのであればある程度理解できる部分も出てくるのかな、理解まではいかなくてもしようがないのかなという部分は出てくるかと思うのですが、そういう努力もしないで40倍に希釈すればもう限界値近くまでいくよの説明ではなかなか理解できないと思うのです。その辺やっぱり国は本気になって、2年あるわけですから、2年しかないわけでは

ないですから、あと2年あるわけですから、2年の中でその辺はサリーをまだ台数増やしたにしたって取るべきだと私は思います。その辺を取りますと国がそういう言葉を出すことによってやっぱり信頼につながっていくのかなと私は思いますので、その辺をよろしくお願ひいたします。

あと、賠償問題ですが、直接的被害は一番漁業関係者であるということで明確に出てきているから分かりやすいのですが、間接的被害、これに関しては皆さん言っているとおり大枠でしか出でていないのです。そういう部分をまだより細かく、間接的被害もこういう文章にまとめて出してくれれば分かりやすいのかなと思うのです。富岡の商工業者もなかなか戻れないというのは、戻ってきて始まって震災前の売上げに達しなかったらそれは該当しますよなんていう曖昧な言葉でしかないから、なかなか踏み切れないのです。町としても産業団地造成させてもらって、そこで商工業者の工場が張りつく。そういう関係で、やっぱり戻りやすくしてもなかなかこの町には住んでくれないというのが一番の原因なのかなと思うのです。ましてや定住人口といいながら、産業団地つくっていますからかなり富岡に定住とまでいかなくても、昼間の出入りは激しくなるのかなと思うのですが、それを定住させるにはどうすればいいのかといえば、やっぱり国、県、町をどれだけ町民が信頼できるかに尽きると思うのです。その辺は、やっぱり国ももう少し率先して前に出てきていただきたいということですので、ぜひよろしくお願ひいたします。

○議長（高橋 実君） 木野参事官。

○内閣府原子力災害対策本部廃炉・汚染水・処理水対策現地事務所参事官（木野正登君） ありがとうございます。まさしく漁業者への説明が不足しているという点については大変申し訳なく思っておりますが、今後も理解を得るべく説明を尽くしていきたいと思います。

それから、賠償、補償、今までの賠償と同じかというと、今回はまさに風評被害が発生したりといった場合への賠償なので、今まで実際漁業の漁獲高が減った分の賠償という性質だったので、若干内容は異なるのだと思います。

それから、62核種のALPSで取れるだけ取るべきだというご意見でございます。先ほども申し上げたとおり、なかなか技術的に難しい部分もあると思うので、ここは東京電力と打合せをしながら、どこまでできるかちょっと確認をしていきたいと思います。

あと、まさに移住、定住促進ということで、これも国がしっかりとやってまいりますけれども、地元自治体とも協力しながらいろんな施策を打っていきたいと思います。なかなかまだ始まったばかりのところもありますけれども、拡大できるように取組を進めていきたいと思います。

以上です。

○議長（高橋 実君） 9番、渡辺三男君。

○9番（渡辺三男君） ありがとうございます。賠償に関しては、商工業者の部分も間接的被害も、これ間接的被害というのはなかなか目に見えないから、国で見た目でしか賠償してくれないので。だから、皆さんの声をよく聞くということは被害を受けている人がこうだよと賠償を訴えれば、まさ

に被害受けているのですよ。そういうものにきちっと賠償してもらわないと地域の人たちは納得しないよということですので、自分たちが見た目でいい悪いを決めてもらったら困るということを十分気をつけてやっていただきたいと。

あと、移住、定住ですが、産業団地で企業誘致すればかなり出入りが増えてくるのかなと思いますが、それでまたワンポイントつけて、国の支援で富岡町に移住すれば何か得られるのであれば永住する人も出てくるのかなと思いますので、ぜひよろしくお願ひします。

あと、先ほど5番さん厳しく言っていましたが、やっぱり賠償は一つでなければならぬと、原発の事故、津波、今度の風評被害、これまさに一つでいかないと不平不満またその辺から出てきますので、これはきちっと行政、国、県、一つになって、輪になってやっぱりやっていただきたいということを強く要望します。

○議長（高橋 実君） 木野参事官。

○内閣府原子力災害対策本部廃炉・汚染水・処理水対策現地事務所参事官（木野正登君） ありがとうございます。まさに被害を受けている方の声をちゃんと聞くことは大事だと思いますので、しっかりやらせていただきたいと思いますし、賠償についてはこの以前の賠償、何ができるかちょっと確認をさせていただきたいと思います。

○議長（高橋 実君） ほかにございますか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（高橋 実君） これをもって質疑を終了いたします。

以上をもちまして付議事件1、福島第一原子力発電所における多核種除去設備等処理水の処分に関する政府の基本方針について終わります。

ここで内閣府原子力災害対策本部廃炉・汚染水・処理水対策現地事務所職員の皆様にはご退席願います。

暫時休議します。

休 議 (正 午)

再 開 (午後 零時01分)

○議長（高橋 実君） 再開いたします。

次に、その他に入ります。執行部からその他何かござりますか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（高橋 実君） 議員からは。

[「なし」と言う人あり]

○議長（高橋 実君） なければ、以上をもちまして富岡町議会全員協議会を閉会いたします。お疲れさまでした。

閉会 (午後 零時 01 分)